

第3期子ども・子育て支援事業計画(案)

問 子ども政策課 ☎56-2555



子育て家庭の実態に合った事業を計画的に進めるため「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

募集期間 1月16日(木)～2月14日(金)

空家等対策計画(案)

問 都市計画課 ☎56-0622



将来的な空家等の増加を見据え、空家等の適正管理等を計画的に実施し誰もが住みやすいまちを目指すため「空家等対策計画」を策定します。

募集期間 1月15日(水)～2月14日(金)

概要説明会 時 1月15日(水)19:00～20:00 場 長久手市公民館 学習室1・2

健康づくり計画(第3次)(案)

問 健康推進課 ☎63-3300



誰もが自然に健康になれる環境づくりを推進するため、「健康づくり計画(第3次)」を策定します。

募集期間 1月22日(水)～2月20日(木)

計画の閲覧場所	意見の提出方法
● 担当課窓口 ● 地域共生ステーション ● 市役所西庁舎1階行政情報コーナー ● まちづくりセンター ● 市HP ● 福祉の家	意見書(任意様式可)に該当箇所・意見・住所・氏名・連絡先を明記し、担当課窓口、郵便またはFAXなどで提出。 ※個別回答はせず、個人情報に留意した形で市HPなどに公表します。

あなたのくらしに!

消費生活情報



問 地域共生推進課 ☎56-0551

【「不用品なんでも買い取ります」にご注意を!】

トラブル事例

「不用品を何でも買い取る」と突然電話があり、ちょうど処分したい洋服や食器があったので来訪を承諾した。来訪した業者は、出しておいた不用品をまとめて1,000円で買い取ってくれたが「貴金属はないか、金が値上がりしているので高値で買い取る。査定だけでもいいから。」としつこく言うので断り切れず、使わなくなった指輪やネックレスを見せた。売るつもりはなかったのに居座られて根負けし、何点か合わせて10,000円で売却してしまった。業者が帰ったあと、これだけは売らないと言ったはずの母の形見の指輪が見当たらず、明細にも記載がなかった。

アドバイス

訪問買取は特定商取引法で厳しくルールが定められています。突然訪問して勧誘する不招請勧誘の禁止、書面の交付義務、クーリング・オフの適用等がありますが、法律を守らないどころか家に上がり込み犯罪まがいの行為も現実に起きています。

- ・突然電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ・知らない業者を家の中に入れることは絶対にやめましょう。
- ・買い取りを希望する場合は、見積もりをとり慎重に検討しましょう。自ら買取店に出向いて売却する場合は、クーリング・オフの適用がないので注意が必要です。

騙されたかも?と思ったら早急に消費生活センターに相談ください。日程や時間はP18へ。

■ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

■ 長久手市消費生活センター
(市役所西庁舎2階 地域共生推進課内) ☎64-6503